

子どものいじめを防ぐ

静岡大学教授 小林朋子

子どもたちにとって身近な人権問題の一つに「いじめ」があります。文部科学省は、いじめを「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校（小、中、高、特別支援）に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義しています。大事なのは、周りの大人がいじめかどうかを判断するのではなく、子どもが心身の苦痛を感じたらいじめであるという点です。それは、いじめを苦しめた子どもの自殺が後を絶たないことを踏まえて、文部科学省がいじめの定義を変更してきた経緯があります。大人がいじめかどうか分からない・・・と躊躇^{ちゅうちよ}しているうちに、子どもが追い詰められ命を絶ってしまう・・・なので、子どもが訴えた時点で速やかに対応することが必要だからです。

実は、いじめを国際比較した研究があります。いじめ研究で有名な森田洋司先生（大阪市立大学名誉教授）たちの研究チームが明らかにしたデータによると、日本の子どもはいじめられていることを知られても良いと答えた割合が各国より低いことがわかっています。特に知られたくない相手として、親やきょうだいをあげていた割合が高かったのも特徴としてあげられています。なので、特に日本の子どもがいじめを受けたと訴えてきた時はとても大事なサインとして、きちんと大人が耳を傾ける必要があるのです。

また 2013 年に施行された「いじめ防止対策推進法」では、第 4 条で「児童等は、いじめを行ってはならない」としています。いかなる理由があっても、いじめはいけないのです。そして、第 9 条では保護者の役割について、「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする」と述べています。保護者には、子どもがいじめを行うことのないよう、しっかりと規範意識、人権意識を育てることが法律で求められています。

静岡県で子どもたちの痛ましいいじめがなくなるよう、子どもたちだけでなく、私たち大人も含めて、静岡県の地域社会が一体となって、子どもたちの規範意識、人権意識を育てていきましょう。